

社団法人 日本オリエンテーリング協会定款細則

第1章 総則

第1条 (目的)

定款第45条に基づき、社団法人日本オリエンテーリング協会(以下「本協会」という)の組織運営に関する細部を規定する。

第2章 組織

第2条 (会員)

定款第5条に定める正会員は、都道府県名を冠したオリエンテーリング協会と称し、その統括地域内でオリエンテーリング活動を行う者、およびその主旨に賛同する者をもって構成し、それらを代表する。

第3条 (入会金)

本協会の正会員の入会金は、500,000円とする。

第4条 (会費)

本協会の会員の会費は、以下のとおりとする。

- 1 正会員年額 100,000円
- 2 賛助会員年額 団体一口 10,000円
個人一口 5,000円

第5条 (ブロック協議会)

地域ブロック協議会(以下「ブロック協議会」という)は、北海道東北、関東甲信越、東海北陸、近畿、中国四国、九州とし、以下の都道府県に存在する正会員をもって組織し、その地域におけるオリエンテーリングの普及と振興をはかるとともに、その地域における本協会の理事候補者を選出するほか、地域内の正会員の共通事項に関し連絡調整をはかるものとする。

北海道東北ブロック

北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島

関東甲信越ブロック

茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野

東海北陸ブロック

富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知、三重

近畿ブロック

滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

中国四国ブロック

島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、鳥取

九州ブロック

福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第6条 (登録クラブ)

登録クラブは、正会員の統括地域内に本拠を有し、正会員の承認を得たものをいう。

第3章 事務局長および会議

第7条 (事務局長)

本協会の業務の円滑な運営をはかるため、事務局長をおくことができる。

第8条（委員会）

定款第39条に定める委員会に総務、競技、地図、普及教育、強化、スキーオリエンテーリング、トレイルオリエンテーリング、アンチドーピングの各委員会をおく。

第9条（総務会）

業務の円滑な運営および総会、理事会等の議案を整理するため総務会をおく。総務会は専務理事が召集し、専務理事、事務局長、および専務理事が指名した役員をもって組織する。ただし、必要に応じて所管事項にかかわる役員または委員会委員を出席させることができる。

第4章 細則の変更

第10条（細則の変更）

この細則は、理事会及び総会において議決を経なければ変更することができない。

平成19年5月26日 制定